

掛川市告示第73号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成25年5月22日

掛川市長 松井三郎

1 供用及び処理を開始する年月日

平成25年6月1日

2 供用及び処理を開始する区域

上張の一部、緑ヶ丘一丁目の一部、緑ヶ丘二丁目の一部、長谷の一部、南西郷の一部及び菖蒲ヶ池の一部

3 既に供用を開始している区域

掛川の一部、十九首、下俣の一部、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、大池の一部、清崎、小鷹町、南西郷の一部、高御所の一部、中央高町、下俣南一丁目の一部、下俣南二丁目、下俣南三丁目、久保一丁目、久保二丁目、亀の甲一丁目の一部、亀の甲二丁目の一部、南一丁目の一部、南二丁目の一部、仁藤町の一部、肴町、塩町、紺屋町、駅前的一部分、中町、城下的一部分、連雀の一部、長谷の一部、長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、城北一丁目的一部分、城北二丁目的一部分、七日町的一部分、中宿的一部分、城西一丁目的一部分、柳町的一部分、弥生町的一部分、上張的一部分、緑ヶ丘一丁目的一部分及び緑ヶ丘二丁目的一部分

4 供用開始面積

約42.2ha（掛川処理区供用開始区域 約404.6ha）

5 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面による

6 下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市長谷一丁目1番地の2

掛川浄化センター

7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

8 関係図書の縦覧場所
掛川市役所環境経済部下水整備課

9 関係図書の縦覧期間
平成25年5月22日（水）から平成25年5月31日（金）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

（別紙図面略）